

総第1663号
令和5年6月16日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様
同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子
(公 印 省 略)

定期監査資料について(提出)

令和5年5月15日付監第3号で通知のありました定期監査資料につきまして、別添のとおり提出します。

定期監査及び随時監査報告書に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1)滞納整理について	税務課 子育て応援課 福祉あんしん課 すこやか健康課 商工観光課 建設住宅課 上下水道課 教育総務課 人権・同和教育課 総務課	<p>町の安定的な財政基盤を確立するため、滞納整理実施部会において、公債権私債権合わせて30債権全体の滞納額減少を目標に、全庁的な徴収強化を推進しています。</p> <p>私債権管理の標準例となる「私債権等管理マニュアル」を積極的に活用するなかでそれぞれの債権に応じた各担当課の創意工夫を加えながら、債権管理の公正かつ円滑な運営に取り組んでいます。</p> <p>中部広域行政管理組合（H10, 4, 1から鳥取中部ふるさと広域連合へ組織変更。）への徴収委託については、その費用対効果を念頭に納税意識の乏しい滞納者を中心に徴収業務委託します。</p> <p>また、今年度は介護保険料と後期高齢者医療保険料についての委託について検討していきます。</p> <p>「地方税お支払いサイト」を利用したクレジットカードによる納税方法や、これまでコンビニ収納に対応していなかった私債権についてもコンビニ納付やスマートフォンアプリでの支払いができるよう取組みます。</p>
(2)電子決裁の円滑な運用について	総務課(行政総務室)	<p>文書管理全般について、現在見直しを進めているところで</p> <p>電子決裁導入後、各課で独自に電子決裁を運用している部分が散見されるため、今後役場全体としての運用の方向性の再提示と、各課の運用の現状調査を実施します。</p> <p>各課の現状調査後、さらに確認の仕組みや内部統制の在り方を検討し、適宜電子決裁の運用の見直しを行っていきます。</p>
(3)空き家対策について	建設住宅課	<p>固定資産税の納税通知書にチラシを同封し、空き家の適正管理を呼びかけ、除却補助金と空き家利活用を紹介しました。</p> <p>町報8月号の特集で、空き家対策を周知する予定です。</p> <p>空き家の持ち主等に、空き家対応についてアンケート調査し空き家の除却や空き家ナビによる利活用につなげていく予定です。</p>
(4)建設工事の繰越について	総務課(施設管理室)	<p>建設工事の工期については、担い手三法に定められる発注者の責務として、休日、準備期間、天候等の影響を考慮した適正な工期設定に努めるとともに、早期発注による施工時期の平準化により、人材不足等の影響が最小限となるよう努めます。</p> <p>また、物価上昇の影響については、発注時においては、市場の情勢を踏まえた単価設定を行い、契約後についても、スライド条項を活用するなどし、受注者の適正な利潤確保に努めます。</p>
(5)マイナンバーカードの活用について	町民生活課	<p>現在、マイナンバーカードを利用して、コンビニでの証明書交付をはじめ、自宅からの転出手続き、年金の加入・免除手続き、子育て関係に関する児童手当、子ども園等の申請手続きを可能としています。引き続き、デジタル推進室とその他関係課と連携し、マイナンバーカードを利用した行政手続を拡充していく予定です。</p>